# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 17 | 公営住宅、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 宇土市は、公営住宅、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 宇土市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和5年12月7日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 公営住宅、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理、審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理、審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br><br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理、審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br><br>単独住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理、審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理、審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br><br>・情報連携の流れについて<br>庁外においては、総合行政システム（情報連携）から団体内統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては、総合行政システムを活用する。 |
| ③システムの名称 | （1）総合行政システム公営住宅、（2）団体内統合宛名システム、（3）中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 公営住宅情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　第19項及び第61の2の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条及び第46条の3<br>・番号法第9条第2項<br>・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）第3条第1項<br>・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第2項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>・番号法第19条第8号　別表第二　第31項及び第85の2の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4<br>・番号法第19条第9号 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 建設部　都市整備課 |
| ②所属長の役職名 | 都市整備課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 宇土市建設部都市整備課　〒869－0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 宇土市建設部都市整備課　〒869－0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月19日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月19日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ○ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 特に力を入れている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　[ ○ ] 内部監査 | [ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年8月18日 | Ⅰ．1．②（事務の概要） | ・公営住宅法に基づき公営住宅を建設，買取り又は借上げし，住宅に困窮する方に対し，低廉な家賃で賃貸等を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは，次の事務に使用している。<br>①市営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等）<br>②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定<br>③入居後の収入申告書・各種所得情報の照会<br>④住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングを行い，不正入居者を検出<br>⑤出生，死亡等による世帯情報の変更の確認<br>⑥家賃滞納世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用 | ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき公営住宅を建設，買取り又は借上げし，住宅に困窮する方に対し，低廉な家賃で賃貸等を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは，次の事務に使用している。<br>①市営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等）<br>②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定<br>③入居後の収入申告書・各種所得情報の照会<br>④住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングによる不正入居者の検出<br>⑤出生，死亡等による世帯情報の変更の確認<br>⑥家賃滞納世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談への活用 | 事後 | 変更は，文言の整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成28年8月18日 | Ⅰ．3（法令上の根拠） | 番号法第9条第1項　別表第一の19の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項　別表第1 19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条 | 事後 | 変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成28年8月18日 | Ⅰ．4．②（法令上の根拠） | 番号法第19条第7号　別表第二31の項及び総務省令（別表第二）第22条 | （照会のみ）<br>番号法第19条第7号　別表第2　31の項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条 | 事後 | 変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成28年4月1日 | Ⅰ．5．②（所属長） | 都市整備課長　草野　一人 | 都市整備課長　尾崎　洋一 | 事後 | 変更は，人事異動に関するもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成28年8月18日 | Ⅱ．1（いつ時点の計数か） | 平成27年6月18日時点 | 平成28年8月23日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断に変更がないため |
| 平成28年8月18日 | Ⅱ．2（いつ時点の計数か） | 平成27年6月18日時点 | 平成28年8月23日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断に変更がないため |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ．5．②（所属長） | 都市整備課長　尾崎　洋一 | 都市整備課長　山崎　恵一 | 事後 | 変更は，人事異動に関するもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年5月22日 | 評価書名 | 公営住宅管理事務　基礎項目評価書 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務 | 事後 | 変更は，文言の追加・整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 宇土市は，公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 宇土市は，公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | 変更は，文言の追加のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | 公表日 | 平成29年5月1日 | 平成29年7月18日 | 事後 | 変更は，公表日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．1．①事務の名称 | 公営住宅管理事務 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務 | 事後 | 変更は，管理に関する事務名称を加えたものであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．1．②事務の概要 | ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき公営住宅を建設，買取り又は借上げし，住宅に困窮する方に対し，低廉な家賃で賃貸等を行っている。<br>・特定個人情報ファイルは，次の事務に使用している。<br>①市営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等）<br>②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定<br>③入居後の収入申告書・各種所得情報の照会<br>④住民票住居地と市営住宅住所とのマッチングを行い，不正入居者を検出<br>⑤出生，死亡等による世帯情報の変更の確認<br>⑥家賃滞納世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用 | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br><br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理，審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br><br>・情報連携の流れについて<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住manager）から統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | 事後 | 変更は，文言の整理及び情報連携内容の追加であり，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．1．③システムの名称 | 公住Manager | (1)市営住宅管理システム(公住Manager)<br>(2)統合宛名システム<br>(3)中間サーバー<br>(4)基幹系住基システム(Acrocity) | 事後 | 変更は，文言の整理及び情報連携内容の追加であり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．2．特定個人情報ファイル名 | ・当年度の世帯情報<br>・当年度の個人情報<br>・収入申告入力用の世帯情報<br>・収入申告入力用の個人情報<br>・過年度の世帯情報<br>・過年度の個人情報<br>・新年度の世帯情報<br>・新年度の個人情報<br>・個人番号情報<br>・Acrocity連携住民情報<br>・Acrocity課税情報<br>・Acrocity口座情報<br>・Acrocity送付先情報 | ・市営住宅管理システム(公住Manager) | 事後 | 変更は，文言の整理であり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．3．個人番号の利用(法令上の根拠) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項<br>別表第1 19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項<br>別表第一　第19項及び第61の2項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第46条の3 | 事後 | 変更は，番号法別表第一及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成29年5月22日 | Ⅰ．4．②(法令上の根拠) | (情報照会)<br>番号法第19条第7号　別表第2　31の項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条 | (情報提供)<br>なし<br>(情報照会)<br>番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条及び第43条の4 | 事後 | 変更は，番号法別表第一及び主務省令の追記並びに文言の追加・整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 平成31年1月7日 | Ⅰ．5．②(所属長の役職名) | 都市整備課長　山崎　恵一 | 都市整備課長 | 事後 | 変更は，基礎項目評価書の一部改訂に伴うもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年1月7日 | Ⅳ　リスク対策 | | 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類<br>　1）基礎項目評価書<br>2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムの通じた入手を除く。）<br>　2）十分である<br>3．特定個人情報の使用<br>　2）十分である<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>　委託しない<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）<br>　提供・移転しない<br>6．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>　2）十分である<br>　接続しない（提供）<br>7．特定個人情報の保管・消去<br>　1）特に力を入れている<br>8．監査<br>　自己点検　内部監査<br>9．従業者に対する教育・啓発<br>　2）十分に行っている | 事後 | 変更は，基礎項目評価書の一部改訂に伴うもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | 評価書名 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 宇土市は，公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 宇土市は，公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | Ⅰ．1．①事務の名称 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務 | 公営住宅，特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）及び単独住宅の管理に関する事務 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年5月21日 | Ⅰ．1．②事務の概要 | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br><br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理，審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br><br>・情報連携の流れについて<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住manager）から統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理，審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br>単独住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>・情報連携の流れについて（単独住宅の管理に関する事務については令和元年6月17日から実施予定）<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住manager）から統合宛名システムを介して照会する。庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年5月21日 | Ⅰ．３　法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一　第19項及び第61の2の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条及び第46条の3 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一　第19項及び第61の2の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条及び第46条の3<br>・番号法第9条第2項<br>・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）第3条第1項<br>・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第36号）第2条第2項 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | Ⅰ．４．②（法令上の根拠） | （情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4 | ※単独住宅の管理に関する事務については令和元年6月17日から実施予定<br>（情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | Ⅱ．１（いつ時点の計数か） | 平成31年1月7日時点 | 令和1年5月21日時点 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年5月21日 | Ⅱ．２（いつ時点の計数か） | 平成31年1月7日時点 | 令和1年5月21日時点 | 事後 | 変更は，単独住宅の管理に関する事務の追加であり，対象者が少数であることから，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月17日 | Ⅰ．1．②（事務の概要） | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定　（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収　（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理，審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br>単独住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>・情報連携の流れについて（単独住宅の管理に関する事務については令和元年6月17日から実施予定）<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住manager）から統合宛名システムを介して照会する。庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | 公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）住宅の入居申込みの受理，審査及び承認<br>（2）住宅の明渡し<br>単独住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。<br>（1）家賃の決定<br>（2）家賃，敷金，割増賃料又は金銭の徴収<br>（3）家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理，審査及び決定<br>（4）入居申込みの受理，審査及び承認<br>（5）同居承認又は入居承継承認申請の受理，審査及び決定<br>（6）高額所得者等への明渡しの請求<br>（7）明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査<br>（8）住宅のあっせん等<br>・情報連携の流れについて<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住manager）から統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | 事後 | 今回の変更は，独自利用事務の情報連携開始に伴う変更であり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年6月17日 | Ⅰ．4．②（法令上の根拠） | ※単独住宅の管理に関する事務については令和元年6月17日から実施予定<br>（情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4 | （情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>・番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4<br>・番号法第19条第8号 | 事後 | 今回の変更は，独自利用事務の情報連携開始に伴う変更であり，しきい値判断結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月17日 | Ⅱ．1（いつ時点の計数か） | 令和1年5月21日時点 | 令和1年6月17日時点 | 事後 | 今回の変更は，独自利用事務の情報連携開始に伴う変更であり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和1年6月17日 | Ⅱ．2（いつ時点の計数か） | 令和1年5月21日時点 | 令和1年6月17日時点 | 事後 | 今回の変更は，独自利用事務の情報連携開始に伴う変更であり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和2年1月6日 | Ⅰ．1．②（事務の概要） | ・情報連携の流れについて<br>庁外においては，市営住宅管理システム（公住Manager）から統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては，基幹系住基システム（Acrocity）を活用する。 | ・情報連携の流れについて<br>庁外においては，総合行政システム（情報連携）から団体内統合宛名システムを介して照会する。<br>庁内においては，総合行政システムを活用する。 | 事前 | システムの全面入替え |
| 令和2年1月6日 | Ⅰ．1．③（システムの名称） | （1）市営住宅管理システム（公住Manager），（2）統合宛名システム，（3）中間サーバー，（4）基幹系住基システム（Acrocity） | （1）総合行政システム公営住宅，（2）団体内統合宛名システム，（3）中間サーバー | 事前 | システムの全面入替え |
| 令和2年1月6日 | 2．（特定個人情報ファイル名） | 市営住宅管理システム（公住Manager） | 公営住宅情報ファイル | 事前 | システムの全面入替え |
| 令和2年1月6日 | Ⅱ．1（いつ時点の計数か） | 令和1年6月17日時点 | 令和1年10月29日時点 | 事前 | システムの全面入替え |
| 令和2年1月6日 | Ⅱ．2（いつ時点の計数か） | 令和1年6月17日時点 | 令和1年10月29日時点 | 事前 | システムの全面入替え |
| 令和2年11月20日 | Ⅱ．1（いつ時点の計数か） | 令和1年10月29日時点 | 令和2年11月20日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和2年11月20日 | Ⅱ．2（いつ時点の計数か） | 令和1年10月29日時点 | 令和2年11月20日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和3年11月5日 | Ⅰ．4．②（法令上の根拠） | （情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>・番号法第19条第7号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4<br>・番号法第19条第8号 | （情報提供）<br>なし<br>（情報照会）<br>・番号法第19条第8号　別表第二　第31項及び第85の2の項，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条及び第43条の4<br>・番号法第19条第9号 | 事後 | 変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため |
| 令和3年11月5日 | Ⅱ．1（いつ時点の計数か） | 令和2年11月20日時点 | 令和3年11月5日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年11月5日 | Ⅱ．２（いつ時点の計数か） | 令和2年11月20日時点 | 令和3年11月5日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和4年10月21日 | Ⅱ．１（いつ時点の計数か） | 令和3年11月5日時点 | 令和4年10月21日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和4年10月21日 | Ⅱ．２（いつ時点の計数か） | 令和3年11月5日時点 | 令和4年10月21日時点 | 事後 | 変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和5年10月19日 | Ⅱ．１（いつ時点の計数か） | 令和4年10月21日時点 | 令和5年10月19日時点 | 事後 | 変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため |
| 令和5年10月19日 | Ⅱ．２（いつ時点の計数か） | 令和4年10月21日時点 | 令和5年10月19日時点 | 事後 | 変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため |